

# 新板橋区スマートシティ推進方針策定支援業務委託事業者募集要項

## 1 委託件名

新板橋区スマートシティ推進方針策定支援業務委託

## 2 プロポーザル方式実施の趣旨

区は、平成28年3月に策定した「板橋区環境基本計画2025」において、概ね10年後のめざすべき環境の姿を「人と緑を未来へつなぐスマートシティ”エコポリス板橋”」とし、その実現に向けた取組を推進しています。

”エコポリス板橋”を実現するため、環境、防災、健康、教育などの様々な分野を包括し、ICTの活用や多様な施策の組み合わせにより、既存施策や資源を効率化・最適化（スマート化）して、既成市街地における地域価値の向上と都市再生を達成する「板橋区らしいスマートシティ」に関する取組を具現化するため、平成29年3月に「板橋区スマートシティ推進方針（以下、「現行方針」という。）」を策定しました。

現行方針は、取組期間を概ね10年間としており、令和7年度が最終年度となります。

本業務は、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「板橋区らしいスマートシティ」のさらなる発展と深化をめざすとともに、関連する取組を効果的に推進していくため、「新板橋区スマートシティ推進方針（以下、「新推進方針」という。）」の策定支援を行うことを目的とします。

新推進方針が、今後の区のスマート化施策を着実かつ効果的に推進していくものとするため、複数の事業者から、現行方針からの改善案（ビジョンや施策など）や区の各部署の横断的連携を実現する持続可能な市内組織体制の構築などに対する提案を受け、価格だけではなく、提案内容の独自性・実現可能性、業務遂行能力、専門的知見などを総合的に評価し、事業者を選定します。

## 3 委託予定期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 委託内容

別紙1「新板橋区スマートシティ推進方針策定支援業務委託仕様書（案）」のとおり  
※現行の板橋区スマートシティ推進方針は区ホームページで公開しています。

【URL】

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/smart/houshin/1005763.html>

## 5 契約上限額

26,400,000 円（税込）

## 6 区が求める提案内容

別紙2「提出書類一覧及び留意事項」の「1 企画提案書の作成」を確認してください。

## 7 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしていることを参加資格要件とします。

- (1) 東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格取得者）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成17年3月31日区長決定)による指名停止を受けていないこと。
- (4) 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
  - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
  - イ 暴力団員等を雇用している。
  - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。

## 8 スケジュール

内 容	期間等
公募期間	令和7年6月18日（水） 令和7年7月2日（水）17時まで
募集に関する質問受付	令和7年6月18日（水） 令和7年6月24日（火）16時まで
募集に関する質問の回答	令和7年6月27日（金）回答予定
申込受付期間（参加申込書及び 企画提案書等提出期限）	令和7年6月18日（水）から 令和7年7月2日（水）17時まで
1次審査（書類審査）	令和7年7月3日（木）～
1次審査結果通知	令和7年7月10日（木）予定
2次審査（プレゼンテーション）	令和7年7月17日（木）
2次審査結果通知・公表	令和7年7月24日（木）予定

## 9 参加申込手続

参加資格要件を満たし、本プロポーザル方式に参加しようとする事業者は、下記に従い、必要書類を提出してください。

### (1) 提出書類

別紙2「提出書類一覧及び留意事項」を参照してください。

### (2) 提出期限

令和7年7月2日（水）17時必着

### (3) 提出先・提出方法

・「15 提出先・問い合わせ窓口」に記載のメールアドレスへ提出してください。  
※添付ファイルの容量によっては、区のファイルストレージを使用し提出していただくこともございます。参加者が日頃利用されているファイルストレージは、区のセキュリティの都合上アクセスできない可能性もあるため、事前にお問い合わせください。

・本提案における資料等は区ホームページからダウンロードしてください。

【URL】

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/proposal/boshu/1058333.html>

### (4) 費用

本プロポーザル方式に係る書類作成等の費用については、全て参加者の負担とします。

### (5) 注意事項等

提出後の企画提案書等の訂正・追加及び再提出はできません。

### (6) 参加辞退

参加申込書の提出後に辞退する場合は、様式6「参加辞退届」に記入し、速やかに「15 提出先・問い合わせ窓口」に記載のメールアドレスへ提出してください。

### (7) 2次審査

2次審査では、参加申込時に提出いただいた企画提案書をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションの詳細については、1次審査結果通知時に案内します。なお、2次審査においても企画提案書等の訂正、追加資料の提出、資料の配付は認めません。

## 10 審査方法、審査項目及び審査基準

提案採用者の選定にあたっては、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション）の2段階で実施します。

### (1) 1次審査（書類審査）

#### ①審査方法

参加者が5者以内の場合、参加資格要件を満たしているかのみ審査します。参加者が6者以上の場合、審査項目及び審査基準を評価し、1次審査で5者以内に絞ります。

#### ②審査項目及び審査基準

別表1「1次審査表」のとおり

#### ③選定結果の通知

1次審査の結果は、参加者に令和7年7月10日（木）までにメールで通知します。

1次審査通過者に対しては2次審査の詳細及び参加者をあらわす記号をメールにて通知します。なお、審査の過程は公表しません。

### (2) 2次審査（プレゼンテーション）

#### ①審査方法

企画提案書を基にプレゼンテーション（発表：20分、質疑応答：10～15分）をしていただき、評価点の最も高い者を提案採用者として決定します。なお、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者としません。

#### ②審査項目及び審査基準

別表2「2次審査表」のとおり

#### ③選定結果の通知

提案採用者を選定し、その選定結果について、令和7年7月24日（木）までにプレゼンテーション参加者にメールで通知します。審査の過程は公表しません。

#### ④選定結果の公表

2次審査終了後に、審査項目、審査基準、審査結果（順位、評価点等）及び評価点の内訳を区ホームページで公表します。また、提案採用者については、事業者名及び提案価格も公表します。

## 11 質問及び回答

募集要項に対して質問がある場合には、次の方法により行ってください。

### (1) 受付方法

様式5「質問表」に記入し、以下のメールアドレスに送付してください。

- ・電子メールアドレス：s-kankan@city.itabashi.tokyo.jp
- ・電子メールの件名：【新スマートシティ推進方針】業務委託に関する質問（事業者名）

### (2) 受付期間

令和7年6月18日（水）から令和7年6月24日（火）16時まで

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年6月27日（金）に区ホームページで公開しま

す。

#### (4) その他

- ・ 審査に関する質問には回答しません。
- ・ 質問表の内容に疑義が生じた場合、担当者から質問者へ電話で問い合わせをすることがありますので、迅速に対応してください。

### 12 契約方法

- (1) 選定された提案採用者は、提出された企画提案書、見積書を踏まえ、区と協議を行い、協議が整った場合に、「5 契約上限額」に記載されている金額の範囲内で、区と委託契約を締結することとします。
- (2) 協議によって提出された企画提案書等の内容と仕様書が異なる場合があります。
- (3) 提案採用者が辞退、または特別な理由（提出書類または提案内容に虚偽があることが判明した場合など）により契約締結できない場合は、提案採用次点者と契約交渉をします。

### 13 提案書などの情報公開について

プロポーザル方式への参加申込手続き以降に、区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となります。条例第6条第1項各号に該当する事項以外は、原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出してください。

### 14 その他

- (1) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 本件に関する所有権・著作権等の一切の権利は、区に帰属するものとします。
- (3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らすことを禁じます。
- (4) 本調達で作成された成果物に対する知的所有権に関わる事項については、区及び受託者との間で別途協議とします。
- (5) メール等の通信事故等について、区は一切の責任を負わないものとします。
- (6) 委託内容に個人情報を取扱う業務が含まれる場合は、個人情報の保護に関する法律及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例の規定に基づく個人情報保護措置を遵守する必要があります。

### 15 提出先・問い合わせ窓口

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

板橋区資源環境部環境政策課スマートシティ・環境政策係（区役所北館 7 階 12 番窓口）

担当：堀・羽鳥

電話 03-3579-2591

E-mail [s-kankan@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:s-kankan@city.itabashi.tokyo.jp)